

たいら行雄

私は、日本共産党県議として、提案されました常任委員会付託分の議案 48 件と、専決処分 2 件について、並びに特別委員会付託分の議案 3 件、並びに本日提案されました追加補正議案の合計 54 件の議案のうち、反対する 7 件について主な理由を述べ討論いたします。

まず、議案第 104 号「令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 6 号）」及び議案第 113 号「鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」についてです。

これら 2 件の議案は、県職員の給与に関して連動する議案であることから、まとめて反対理由を述べさせていただきます。

まず、議案第 113 号は、本県職員の給与に関する条例の改正であり、その中に本年度の期末手当の条例改正が含まれています。

そもそも、本県職員の給与水準については、他県のそれに比べて低い水準にあることを改めて認識する必要があると考えます。

そして、その根拠は、国家公務員との格差を示すラスパイレス指数において、2024 年 4 月 1 日現在の県内市町村平均で 97.1 と、前年比で 0.1 ポイント増加しているものの、同年度の本県職員の平均年収は 565.1 万円で 47 都道府県中 40 位と、依然として低い水準にとどまっています。

さらに、職員の平均年齢（＝43 歳）がほぼ一致する他県との比較においては、平均で約 24 万円低く 13 県中 12 位と最下位に準ずる状況となっています。このような公務員賃金の低迷は、当然ながら地元民間企業の給与水準にも大きな影響を与えることとなることから、本県の低賃金の実態を改善するためには、まずは本県の賃金水準を規定する役割を有する県職員の賃金を引き上げていくことが重要と考えます。こうした状況を踏まえ、県職員の給与及び期末手当が引き上げられる内容の今回の条例改正については歓迎するものです。

しかしながら、これに連動して、特別職とされる県議会議員の期末手当についても引き上げの対象とされており、12 月期の引き上げ額は、議長 58,200 円、副議長 52,200 円、そして議員が 46,800 円となっており、議長・副議長を含む 51 名の引上げ総額は 240 万 3,600 円となります。こうした中、現時点における議員報酬は、すでに一定水準に達しており、その賛否はともかくも、先に述べた本県職員の給与水準を考慮した場合、議員における期末手当の引き上げが必要とは思われないことから、議員の期末手当の改定は行わず、そのための原資については、一般職員の賃金改善に配分していただくことが肝要と考えます。

一方、議案第 104 号は、一般会計補正予算の全体を踏襲しているものであり、今回の期末手当の改定原資も含まれていることから、議案第 113 号と連動する議案として取り扱う必要があると考えます。

したがって、以上の理由から、議案第 104 号及び議案第 113 号については反対するものです。

続いて、議案第 130 号「鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてです。

この議案については、県動物愛護センターが管理する犬・猫の譲渡に係る手数料を約43%引き上げ、これまでの2,100円から3,000円に改定しようとするものです。しかし、物価高騰によりあらゆる生活物資が値上がりしている昨今の状況においては、手数料の引き上げは避けていただくことが賢明と考えます。今回の改定理由は、令和4年の動物愛護法の改正により、犬・猫へのマイクロチップの装着が義務化されたことに伴うものであり、そのための費用負担を譲渡される飼い主に求めようとするものです。

県動物愛護センターは、「地域における人と動物とのふれあい共生活動を支援する拠点施設」として平成25年10月に開所し、これまでに犬1,056頭、猫1,582頭を新しい家族の元へ送り出したことが令和6年度の事業概要に記されています。そして、この実績は「譲渡適性のある犬・猫の殺処分ゼロ」を令和4年度に初めて達成して以降、これまで続けてきていることにつながっていることから、大切な命を守るという重要な役割を果たしていることは間違いありません。ところが、この間の物価高騰によって県民生活が厳しさを増している状況のもと、犬・猫の飼育に係る費用についても、飼い主の負担増になっているのは周知の事実であり、譲渡に係る手数料が引き上げられることによって、譲渡先が減ってしまう可能性があり、「殺処分ゼロ」に向けた取り組みにブレーキがかからないか心配されるところです。したがって、引き続き『大切な命を守り続ける』という重要な事業を引き続き継続していくことを最大限重視する必要があると思われることから、この条例改正に反対するものです。

次に、**議案第145号**、**議案第146号**、および**議案第147号**についてです。これらの議案は、『県学校職員の給与及び特殊勤務手当』等、並びに『義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置』等に関する条例の一部を改正するものであり、提案内容に多くの不利益変更が含まれていることから、これらの議案について反対するものです。

具体的に**議案第145号**では、『義務教育等教員特別手当の見直し』が提案されていますが、その中身は、これまで均等・一律に支給されてきた給与月額の1.5%程度の手当を1.0%程度に減額した上で、新たに3,000円の学級担任加算を新設するというものです。

現在、小学校では、学級担任の業務負担をできるだけ軽減するために、校務分掌において、理科や音楽専科の教員が給食担当の業務を行い、事務職員と連携して就学援助事務を担ったりしているとのことです。また、中学校においては、小学校と同様に校務分掌において、学級・学年の学校納入金の業務やITC支援、進路指導など、担任の負担軽減を図っているほか、道徳の時間の授業を担当以外でも行っているとのことです。このように、学校はチームとして子どもの豊かな学びの保障と教育の質の向上をめざして、現場の教員や事務職員などが協力・共同で取り組んでいるのです。

こうした現状の下で、『義務教育教員特別手当』を引き下げ、その分を学級担任へ加算するとなると、現在のチーム教育が崩れ、職員同士の不団結が生じ、その影響は子どもたちの豊かな成長を阻害する方向に現れてしまうことが強く懸念されることから、反対を表明するものです。

一方、**議案第146号**は、現在、複式学級などを担当する教員に、日額290円（＝平均月額4,900円）が支払われている『多学年学級担当手当』について廃止するとの提案であり、

令和6年度の対象人数は約500人とのことです。多くの離島を有する本県の特徴的な教育環境のもとにおいて、多学年学級担任の配置が行われてきたことは事実であり、現段階においてそれが解消された訳ではありません。少なくとも、この現状が続く限りにおいては、拙速に廃止すべきではないと考えることから、反対するものです。

さらに、**議案第147号**については、現在、給与月額4%に相当する額を支給している『教職調整額』について、来年1月1日から段階的に毎年1%ずつ引き上げるとの提案です。

そもそも、一般的な慣例として、給与などをはじめとする勤務諸条件の改訂については、年度初めの4月1日が起点とされることが通念であり、今回の提案では、来年から5年間、改訂時期が1月1日とされている点について理解できません。また、これまで一律であった調整額が、段階的に格差が設けられることによって、教職員同士の連携・協力の悪影響を及ぼすことが懸念されます。

以上のように、今回、県教委から提案された、これら3件の条例改正議案については、現場の教職員が相互に連帯・協働しながら懸命に業務を遂行している現状を壊してしまう危険性を孕んでいると考えることから、**議案第145号**、**議案第146号**、**議案第147号**については、反対を表明するものです。

最後に、特別委員会付託分の**議案第86号「令和6年度鹿児島県歳入・歳出決算について認定を求める件」**についてです。

まず1点目は、重度心身障害者医療についてです。昨年の当初予算において、重度心身障害者医療の所得制限の導入が提案され、昨年7月から実施されました。私は、この提案について、対象となる障害者にとっては、これまで無料であった医療費が有料になってしまい、大きな家計負担が発生することを理由に、強く反対しましたが、残念ながらその声は県には届かず、提案通り昨年7月から実施されました。この件について、令和6年度決算を見ると、24億7300万円余の当初予算に対し、決算額は20億7100万円余と約4億円の執行残が発生しています。これは、単純に当初予定していた市町村への医療費等の補助が減額できたことを意味しており、代わりにその分を市町村、あるいは患者が負担しているのではないかという点が、非常に気になるところです。

こうした状況を踏まえ、県が自ら掲げている『障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり』を文字通り実践するためにも、重度心身障害者医療費助成制度については、所得制限を撤廃していただくことを改めて強く求めるものです。

2点目は、県が建設を進めようとしている「県総合体育館（所謂：スポーツ・コンベンションセンター）」についてです。

この問題について私は、これまで申し述べてきたように、①建設予定地の適合性、②大規模災害の危険性、③巨額の建設費用など、多くの懸案事項が解決されないまま、計画そのものが走り出している現状を憂慮し、改めて立ち止まって熟慮することを求めてきました。こうした状況のもと、令和6年度においては、建設のための関連経費として、新たに2,200万円余が支出されています。本年度の県議会定例会においても、県民から多くの陳情が届いている現状を真摯に受け止めるならば、今一度立ち止まって、県民との協議を行うことが求められていると考えます。

知事および担当部長におかれては、再度原点に立ち返って議論することは、相当の勇気と覚悟が求められると思いますが、次代を担う子どもたちのことを最優先に考え、英断を下していただくことを改めて求めるものです。

したがって、以上のような問題を含んでいる議案第 86 号「令和 6 年度鹿児島県歳入・歳出決算について認定を求める件」については、「不認定」とさせていただきます。

以上、反対する議案 7 件について反対意見を述べ、討論を終わります。